# V 生活衛生班

- 1 環境衛生
- (1)環境衛生営業
- (2)特定建築物の衛生管理
- (3) 水道に関する事業
- (4)墓地・埋葬等に関する事業
- 2 食品衛生
- (1)食品衛生対策
- (2)食中毒予防対策
- (3)と畜検査等
- 3 医事•薬事
- (1)医事
- (2)薬事



# 1 環境衛生

## (1)環境衛生営業

環境衛生営業は、公衆衛生に対する意識の向上などにより問題は減少傾向にある。 しかし、理容所・美容所では器具の消毒等の衛生指導、公衆浴場では循環式浴槽の レジオネラ菌に関する指導、クリーニング業ではは、有機溶媒の取り扱いなどの指 導が今後も必要である。住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、南部管内で は令和2年3月末日までに254件の住宅が住宅宿泊事業としての登録がある。

表 1 市町村別環境衛生営業施設数

令和2年3月末日現在

**************************************		市町村別	光満	<b>豊</b> 見 城	南城	西原	与 那 原	南風原	八 重 瀬	浦添	久 米 島	栗国	渡 名 喜	渡 嘉 敷	座間味	南大東	北 大 東	合
業種別 ————			市	市	市	町	町	町	町	市	町	村	村	村	村	村	村	計
理容所			55	53	53	30	18	37	26	90	13	0	0	1	0	1	1	378
美容所			134	116	73	68	48	70	61	224	19	1	1	0		1	0	816
	普通	公営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浴場	私営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第1号	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
公衆浴場	その他	第2号	1	4	1	2	1	3	4	8	2	0	0	0	0	0	0	26
	浴場	第3号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第4号	4	2	5	3	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	22
	合計		5	6	7	5	1	6	5	11	3	0	0	0	0	0	0	49
	ホテル		3	1	2	0	0	0	1	5	9	0	0	1	0	0	1	23
		客室数	543	168	162	0	0	0	52	157	575	0	0	57	0	0	27	1,741
		収容人員	1,695	252	625	0	0	0	104	304	1,422	0	0	136	О	0	54	4,592
	旅館		4	1	3	3	2	0	1	14	9	1	0	11	21	5	0	75
		客室数	84	104	22	42	58	0	8	222	177	16	0	104	190	91	0	1,118
		収容人員	186	348	71	84	120	0	24	451	421	48	0	318	588	175	0	2,834
	簡易宿所	·	53	10	126	0	10	3	39	15	61	12	8	28	85	4	1	455
		客室数	150	19	333	0	21	6	91	49	209	67	27	164	449	10	22	1,617
ホテル・旅館		収容人員	662	57	1,262	0	58	13	259	117	765	185	1 08	642	1,554	40	56	5,778
等	下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		客室数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		収容人員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	抹顔・ホテル	施設数	6	5	44	0	1	1	7	19	4	0	0	1	8	0	0	96
		客室数	63	55	65	0	4	36	7	117	36	0	0	9	80	0	0	472
		収容人員	238	134	393	0	8	80	50	470	70	0	0	20	185	0	0	1,648
	合計		66	17	175	3	13	4	48	53	83	13	8	41	114	9	2	649
		客室数	840	346	582	42	83	42	158	545	997	83	27	334	719	101	49	4,948
		収容人員	2,781	791	2,351	84	186	93	437	1,342	2,678	233	108	1,116	2,327	215	110	14,852
	常設		0	0	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6
興行場	仮設及び	臨時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		0	0	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6
	グリーニン	グ所	8	5	5	3	1	1	2	11	3	0	0	0	0	0	1	40
クリーニング	取次所		27	46	15	19	14	22	12	179	0	0	0	1	0	0	0	335
所	無店舗取	次店	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	合計		35	51	20	22	15	23	14	191	3	0	0	1	0	0	1	376
———— 特定建築物			10	15	4	11	1	9	4	26	4	0	0	0	0	0	0	84
登録営業所			3	7	5	5	1	7	0	33	0	0	0	0	0	0	0	61
住宅宿泊事業	ŧ		74	41	44	5	8	8	18	54	2	0	0	0	0	0	0	254
合計			382	306	383	149	105	165	176	685	127	14	9	43	114	11	4	2,673

## (2) 特定建築物の衛生管理

多数の者が使用し利用する店舗、事務所など、床面積が3,000㎡を超える建築物(学校では8,000㎡以上)については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により特定建築物として定義され、その利用者の健康確保のため衛生上の管理基準が定められており、その管理者には建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないことになっている。さらに特定建築物の維持管理は、通常保健所長の登録を受けた建築物清掃業者等によって行われており、管内では61業者が登録している。

表 2 特定建築物の届出状況と建築物環境衛生の登録業者 令和2年3月末日現在

	市町村別	糸	豊	南	西	与	南	八	浦	久	粟	渡	渡	座	南	<b>4</b> 6	
		満	見 城	城	原	那 原	風原	重 瀬	添	米島	囯	名 喜	嘉 敷	間味	大東	大 東	計
業種別		市	市	市	町	町	町	町	市	町	村	村	村	村	村	村	
特	興行場						1										1
定	百貨店								1								1
建届築	店舗	3	8	2	2	1	5	1	6								28
け物	事務所	1	4	1	2		2	1	14								25
出の状	学校				5				1								6
況	旅館	1	2	1				1		3							8
	その他	5	1		2		1	1	4	1							15
	計	10	15	4	11	1	9	4	26	4	0	0	0	0	0	0	84
2∌	建築物清掃業		1						4								5
建 築 物 環	建築物空気環境測定業																0
物理	建築物飲料水水質検査業者数				1				1								2
境	建築物飲料水貯水槽清掃業者数	2	3	3	3	1	3		11								26
衛生	建築物ねずみ・昆虫防除業者数		1	1			1		8								11
登に	建築物総合管理業者数		1	1			1		5								8
録係	建築物空気調和用ダクト清掃業									,							0
業る 者	建築物排水管清掃業者数	1	1		1		2		4								9
	計	3	7	5	5	1	7	0	33	0	0	0	0	0	0	0	61

## (3) 水道に関する事業

水道法第3条の規定によると、水道とは導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。また、水道事業とは一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で計画給水人口が100人を超えるものをいい、そのうち給水人口が5000人以下のものを簡易水道事業という。給水人口が5000人を超える水道は一般に上水道と呼ばれるが、管内では浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町が上水道であり、離島は久米島を除いて簡易水道である。水源の確保の困難な離島において、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、座間味村は海水淡水化施設により水の安定供給を図っている。

簡易専用水道とは水道事業者から供給を受ける水のみを水源とした、受水槽の有効容量が10m³を超える施設をいう。簡易専用水道取扱要領においては、設置者に届出の他、年1回の登録検査機関による検査等を義務づけている。

平成22年4月より、久米島町、渡名喜村、栗国村、北大東村へ、平成23年4月より 与那原町、南城市へ、平成25年4月より浦添市、豊見城市、糸満市へ簡易専用水道に 係る事務権限を委譲している。

#### 登録検査機関:

・(財) 沖縄県環境科学センター浦添市経塚720tel: 098-875-1941・(株) 沖縄環境保全研究所うるま市州崎7-11tel: 098-934-7020

・日東化学工業 (株) 那覇市山下町28-36 tel: 098-996-2346

## (4) 墓地・埋葬等に関する事業

墓地等の経営許可制度は「国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公 共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする」という観点から設けら れており、知事の許可処分もこの趣旨に沿って行われている。

墓地等の設置・経営については、公益性が強いこと、永続的管理が確保されなければならないことなど法の趣旨からも原則として個人墓地は認められていない。

また、墓地等の設置・経営については、市町村の都市計画や土地利用との関わりが深く、景観や宗教的感情から地域住民との調整が必要なため、住民生活に密着した市町村が許可権限を持つことが望ましい。そのため、平成21年4月から市町村への権限委譲を進めており、平成25年4月に西原町、与那原町、八重瀬町に移譲したことをもって、全ての市町村へ移譲された。

# 2 食品衛生

## (1)食品衛生対策

近年、県民生活の向上及び食品製造・加工技術等の進展に伴い、食品流通の広域 化・国際化が進んでいる。このため、食生活の多種多様化の傾向が高まり、県民からも「食の安全性の確保」が強く望まれている。食品に起因する危害の発生を未然 に防止するため、営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対する食品衛生講 習会を実施し、自主管理体制の強化を図った。さらに、食品の表示の徹底を指導す るとともに、(一社)沖縄県食品衛生協会南支部と連携し、営業者並びに県民への食 品衛生思想の普及啓発を推進している。

表 1 市町村別食品衛生関係営業許可施設数

_																		令	和元	年度
	業種	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	栗国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	南部1	沖 <b>※</b> 縄 2 一 円	不 <b>%</b> 明 3	合計
	一般食堂・レストラン等	671	390	259	192	151	112	166	82	107	29	28	10	4	14	7				2, 222
飲食	仕出し屋・弁当屋	103	41	32	23	22	17	18	2	18										276
店	旅館	3	3	1	8	1	1		9		11	49	6	2	3	1				98
	その他	708	373	183	180	112	199	156	61	79	9	26	2	1	15	8	553	90		2, 755
菓	子(パンを含む)製造業	169	113	71	83	59	22	44	35	48	2	3	5	1	6	4	79	11		755
乳	処理業	1	1		1	1														4
特別	別牛乳さく取処理業																			
乳	製品製造業	5	3	2	5	1														16
集	礼業																			
魚	介類販売業	114	94	36	70	24	20	25	28	31	5	11	4	3	7	4	6	12		494
魚	介類せり売り営業	1	1		1		1		1	1										6
魚	肉練り製品製造業	3	12	2	2			1	2				1							23
食	品の冷凍又は冷蔵業	16	24	3	4	9		2	3	3										64
カン	ん詰又はびん詰食品製造業	1	3	4	5	1	1								1					16
喫	<b>茶店営業</b>	153	49	69	30	28	16	38	6	23		1			2		235	65		715
あん	ん類製造業			1																1
ア	イスクリーム類製造業	28	25	19	12	7	2	9	2	3	1						12	2		122
乳	質販売業	109	53	48	40	32	18	50	11	27	2	7	3	1	4	1	1	11		418
食	<b></b>	4		1	12	2			1	2										22
食	<b></b>	120	78	49	54	23	16	42	18	34	4	7	3	2	5	2	9	3		469
食	<b></b> 刺製品製造業	6	4	5			1		1	3										20
乳	<b> </b>	1		1		2														4
食	用油脂製造業	1		0	2	1														4
	ーガリン又は ョートニング製造業																			
み.	そ製造業	2	3	3	6	2	1	2	4	4	1		1							29
醤	由製造業		1	1																2
ソ・	ース類製造業	5	7	4	7	1	1	1	3	2	1									32
酒	類製造業		5	2	2	3		1	2	1					1					17
豆儿	<b> </b>	5	12	9	4	8	1	3	3	1		1	1	0	1					49
納	豆製造業					1														1
め,	<b>ん類製造業</b>	8	9	7	1	5	2	1	2	1										36
そ	うざい類製造業	74	82	38	37	28	17	19	25	29	6	5		1	8	5				374
添	加物製造業	3	2							1										6
食	品の放射線照射業																			
清洁	京飲料水製造業	13	13	10	12	10	3	3	12	4										80
水'	雪製造業	2	1			2			2	1		2								10
氷"	雪販売業												1							1
	合計	2, 329	1, 402	860	793	536	451	581	315	423	71	140	37	15	67	32	895	194		9, 141

※1:簡易営業 ※2:自動車営業 ※3:市町村不明施設

## 表 2 許可を要する食品関係営業施設

令和元年度

												令和:	元年度
	営業施設数	営業許可施設	设数(年度中)	nds 445-46-30, 464				件数			告発件数	(年度中)	調査・
業種	(年度末現 在)	継続	新規	廃業施設数 (年度中)	営業許可 取消命令	営業禁止 命 令	営業停止 命 令	改善命令	物品廃棄 命 令	その他	無許可 営業	その他	監視指導 施設数 (年度中)
一般食堂・	2, 222	153	242	254			1						368
飲食仕出し屋・弁当屋店	276	18	30	34									47
営 旅 館 業	98	13	6	12									16
そ の 他	2, 755	134	406	434			1						775
菓子(パンを含む。)製造業	755	58	117	110									188
乳 処 理 業	4	0	0	0									0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0									0
乳 製 品 製 造 業	16	1	3	0									4
集 乳 業	0	0	0	0									0
魚 介 類 販 売 業	494	39	58	32									113
魚介類せり売り業	6	0	1	1									2
魚肉ねり製品製造業	23	2	2	0									5
食品の冷凍又は製造業かん詰またはびん詰食品製造業	64	3	4	3									9
(上記および下記以外)	16	1	1	1									2
喫 茶 店 営 業	715	33	144	138									183
(再掲) 自動販売機	281	10	21	23									28
あん類製造業	1	0	0	0									0
アイスクリーム類製造業	122	8	15	10									25
乳 類 販 売 業	418	26	46	21									73
食 肉 処 理 業	22	0	1	1									6
食 肉 販 売 業	469	34	39	21									74
食肉製品製造業	20	0	2	1									4
乳酸菌飲料製造業	4	0	0	0									0
食 用 油 脂 製 造 業	4	0	0	0									0
マ ー ガ リ ン 又 はショートニング製造業	0	0	0	0									0
みそ製造業	29	8	2	3									11
醤油 製造業	2	0	0	0									0
ソース類製造業	32	0	1	6									0
酒類製造業	17	0	2	0									2
豆 腐 製 造 業	49	6	3	6									16
納 豆 製 造 業	1	0	0	0									0
め ん 類 製 造 業	36	1	4	0									8
そうざい製造業	374	26	35	21									65
添加物 (法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。) 製造業	6	0	0	0									0
食品の放射線照射業	0	0	0	0									0
清涼飲料水製造業	80	8	9	5						1			26
氷 雪 製 造 業	10	2	2	1									4
氷 雪 販 売 業	1	0	0	0									0
計	9, 141	574	1, 175	1, 115			2			1			2, 026

露店・臨時及び仮設営業は、平成12年度の食品衛生法の一部改正により、簡易営業として取り扱われ、許可期限が5年となったが、施設基準は厳しくなり、より安全な食品が提供できるように考慮されている。管内にはてだこ祭り・糸満ハーレー・与那原大綱引きをはじめ様々な祭りが多く、行事期間中における食品の安全管理を図るため監視指導を行っている。

#### 表 3 簡易営業許可施設数

令和元年度

	飲食店 営業	喫茶店 営業	菓子製造業	アイスクリー ム類製造業	魚介類 販売業	食肉 販売業	乳類 販売業	氷雪 販売業	計
新規	79	38	4	1	1	1	0		124
合計	557	236	80	12	6	9	1		901

## 表4 許可を要しない食品関係営業施設

令和元年度

								F FF TO T /
		営業施設数	処 分			度中)	告発件数	数
			営業禁	営業停	物品廃		(1.4.1)	(1, -1-1)
		(年度末現在)	止命令	止命令	棄命令	その他	(年度中)	(年度中)
給	学校	28			<u> </u>	<u> </u>		1
食	病院・診療所	74	L	L	<u>                                     </u>	<u> </u>		6
施	事 業 所	38						1
設	その他	470		[		]		17
乳	さく取業	2						
食	品 製 造 業	672						37
野	菜果物販売 業	1						
7	そうざい販売業							
菓子(	パンを含む)販売業							
食品則	販売業 (上記以外)	505						53
添加物(法第7多	条第1項の規定により規格が定められた ものを除く)の製造業							
若	添加物の販売業							
氷	雪 採 取 業							
器具・容器	包装、おもちゃの製造又は販	C						
	売業	6						
	計	1, 796						115

#### 表 5 乳の収去試験

令和元年度

	収去した		乳及び	乳製品	品の成分	分規格の	定めのあ	る事	項に	関する検	查		乳及びめのな	乳製品の原 よい事項に	対分規 関する	格の定 検査
	もの		験した場所	ŕ	不適		7	不適理	里由 (	延数)			-	験した場所	斤	検査
	(実数)	保健所	地方衛生 研究所	その 他	検体 数	無脂乳 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸 菌群	抗菌性 物質	保健所	地方衛生 研究所	その 他	件数
生乳						/					/					
牛乳	6			6												
部分脱脂乳																
知 乳脂肪分 3 %以上																
工 乳脂肪分 3%未満																[
その他の乳																

## 表6 食品等の試験検査結果

令和元年度

	収	試	険した場	易所				不良	理由(	延数)			暫定的 規制値
	去したもの	保健所	地方衛生研究所	その他	不良検体数	大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他	のらい験収体(実めて試た検 (実数の)
魚介類	8		4	4									
無加熱摂取冷凍食品								·					
冷 凍結直前に加熱された加熱 凍 後摂取冷凍食品													
食 凍結直前未加熱の加熱後摂 品 取冷凍食品													
生食用冷凍鮮魚介類													
魚介類加工品	1		1										
(缶詰・瓶詰を除く) 肉卵類及びその加工品	14		5	9									
(缶詰・瓶詰を除く)	14		Э	9									
乳製品乳類加工品(アイスクリーム類													
を除き、マーガリンを含む)													
アイスクリーム類・氷菓													
穀類及びその加工品													
(缶詰・瓶詰を除く)													
野菜類・果物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	12		12										
東 子 類													
酒精飲料													
氷 雪													
水													
かん詰め・びん詰め食品						//							
その他の食品	14		11	3	7							7	
添加物及びその他の製剤													
器具及び容器包装							/	/			/		
おもちゃ			0.0	4.0								_	
計	49		33	16	7					0		7	

## (2)食中毒予防対策

令和元年度は食中毒が6件発生し、2件が飲食店を原因施設とする食中毒であった。このうち1件は患者数20名のノロウィルスによる集団食中毒が発生している。引き続き営業者へ手洗いや適切な食品の取扱いについて指導し、食中毒の未然防止に努めるよう監視指導する必要がある。

#### 表 7 食中毒発生状況

令和元年度

	発生年月日	発生場所	摂食 者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
1	R1. 5. 15	自宅等	4	4	R1.5.14に当該施設で提供された食事(推定)	ノロウィルス	飲食店
2	R1. 6. 22	自宅	1	1	バラハタのあら汁、刺身	シガトキシン類	家庭
3	R1. 8. 30	学校	7804	67	シイラフライ	ヒスタミン	不明
4	R1. 9. 3	自宅等	不明	2	不明	カンピロバクター属菌	不明
5	R1. 10. 30	自宅等	39	20	R1.10.3に当該施設で製造販売された惣菜(推定)	ノロウィルス	飲食店
6	R1. 11. 14	自宅等	2	2	イッテンフエダイのあら汁及びソテー	シガトキシン類	家庭

## (3)と畜検査等

## ア と畜検査実施状況(令和元年度)

畜種別、月別と畜検査頭数、開場日数、と畜検査員動員数、と畜検査に基づく処分 状況を表1に示す。一部廃棄は炎症によるものが多い。

表1 と畜検査実施状況

						合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開		į	揚	日	数	77	7	6	8	9	4	5	6	6	10	5	5	6
検			查	員	数	76	8	6	8	9	4	5	6	6	8	5	5	6
嘱		託	獣		師	36	3	2	3	4	3	2	4	3	4	3	2	3
	と開禁全		畜	頭	数 数	75	5	2	4	2	8	2	6	4	28	7	2	5
	開		場	日	数	31	2	2	3	1	3	1	3	2	7	2	2	3
	禁				止	0												
	全			発	棄	0												
		処	分	実 頭	数	39	2	2		2	5	2	4	2	13	3		4
		疾	病	別頭	数 数	39	2	2		2	5	2	4	2	13	3		4
		炎	症	実 頭	数	36	2	2		2	5	2	4	2	11	2		4
		_	部月	麗 乗 総	数	74	2	4		8	9	2	4	4	28	3		10
n			胸	膜	炎	10				2	1			1	5			1
豚			肺炎		. 型 炎	5		1				1			2			1
	部			外膜	炎	7				2	1				3			1
	廃	病	肝	包 膜	炎	8					1		1		4			2
	廃棄	名	肝		炎	6	1						2	1	2			
	-10	病名詳細	寄腸	生 虫	肝	0												
		細	肠	D-11-	炎	2	1					-		4	1			
			腹	膜	炎	16		2		2	2	1	-	1	5			3
			腎	<u>炎</u> 嚢	他	14		1		2	4		1		2	2		2
			腎そ	<u> </u>	胞	3								1	2	1		
	دا			<u>の</u> 頭	他数	4 156	O.F.	0	1.0	O.F.	4	11	10	11	2	1	9	1.0
	と開禁全		音場	<u> </u>	数数	156 62	25 7	8 5	13 8	25 8	4 2	11 4	19 6	11 5	14 5	13 3	3	10 6
	林		勿	Н	止	02	- 1	Э	0	0		4	О	Э	Э	3	3	0
	<u>示</u>		5	発	棄	0												
	曲	処		<del></del> 実 頭	粉	88	6	2	8	21	4	6	10	6	9	9	1	6
١.		左左	<u>分</u> 病	<u>実</u> 頭 別 頭	数 数	98	6	3	10	23	4	6	11	8	9	11	1	6
山山		疾炎	症	実 頭	数	76	5	2	8	19	4	5	10	5	6	6	1	5
羊		<u>火</u>	部月	菜 兼 総	数	127	13	3	11	25	6	10	11	10	14	11	4	9
<u></u>			胸	膜	炎	3	10	- 0	1	20	0	1	11	10	11	11	1	1
綿			肺炎		<u>炎</u> 』型	7	2					1	1		2			1
丰				<u>外</u> 膜	炎	12	1	1		1	1	2			1	1	1	3
綿羊を含む	部廃棄		心	内膜	炎	0		_				_						
含	廃	病名詳	肝	包 膜	炎炎	5						1	1	2			1	
<u>1</u>	棄	名	肝		炎	6	2			1	1	1			1			
		詳	腎	炎	他	65	5	1	7	19	3	3	8	5	5	5	1	3
		細	腎	嚢	胞	0												
			膵		蛭	22	1	1	2	4		1	1	3	3	5		1
			腸		炎	1	1											
			腹	膜	炎	3	1		1		1							
	Ш	<u> </u>	そ	の	他	3									2		1	
	と開		畜	頭	数	9				2	1	1		2	2		1	
	開		場	目	数	9				2	1	1		2	2		1	
	禁全				止	0												
	<u>全</u>	L P		<b></b>	棄	0				_								
牛		処疾	分	実 頭	数	8				2	1	1		2	2			
$\overline{}$		<u>火</u>	病	別 頭 実 頭	数	11				3	1	1		3	3			
と		炎	症	実 頭	数	6				2	1	1		1	1			
とくを含	ᆉᄸ	<u>,</u> -	部月	発棄総 膜	数	18				4	2	4		5	3			
を	部	病	胸って	<u></u> 肤	炎火	3				1		1		1				
含			その	)他 肺	炎炎	0												
じじ)		名	心	外   膜     包   膜	火火	0								-1				
	廃		肝 肝	也	炎炎	1						1		1				-
	Æ			胞	<u>炎</u> 腎	1 2				1		1			1			
		詳	<u>囊</u>	<u></u> 炎	他	3				1	1	1			1			
			腹	膜	炎	2				1	1	1						
	棄	細	<u>腹</u> そ	<u> </u>	他	6				Ţ	1	1		3	2			
ш	<b>/</b> 下	71,111		V)	l [E	U					Ţ			ა	4			

## イ 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

令和元年度の確認羽数、全部廃棄羽数、一部廃棄羽数の月別処理状況を表2に示す。

#### 表2 認定小規模食鳥処理場確認処理状況

24= panc 1 /9an	( F ( )	>+ 1 F-10 E : -	, , , , _												
処理場名			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	確認	羽数	1, 296	1, 281	1, 153	1,091	1,027	878	903	751	653	880	705	785	11, 403
久米島赤鶏牧場	廃棄羽数	全部廃棄	2			2				8	1	1	1	1	16
	<b></b>	一部廃棄													
	確認	羽数			100				147					80	327
久米島高等学校	廃棄羽数	全部廃棄			1				1					4	6
	<b></b>	一部廃棄													

全部廃棄:と体、内臓全ての廃棄 - 部廃棄: 内臓等一部分の廃棄

## ウ と畜場及び認定小規模食鳥処理場の概要

令和元年度、認定小規模食鳥処理場に沖縄県立久米島高等学校が加わった。

表3 と畜場・食鳥処理場の概要

			と畜場	認定小規模食鳥処理場	認定小規模食鳥処理場
名		称	久米島と畜場	久米島赤鶏牧場	沖縄県立久米島高等学校
代	表	者	久米島町長	山城和満	学校長
所	在	揖	久米島町字兼城コーテ原215	久米島町字具志川山田588-7	久米島町字嘉手苅727
電	話 番	뮷	098 - 985 - 3094	098 - 985 - 2379	0 9 8 - 9 8 5 - 2 2 3 3
許	可年月	H	昭和56年11月12日	平成18年6月28日	令和元年5月22日
許	可 番	셤	環衛第970号	沖縄県指令福第1661号	沖縄県指令福第167号
検	印 番	뮷	7		
使	用	水	上水道水	上水道水	上水道水
処	理 獣	畜	牛・馬・豚・綿羊・山羊	鶏	鶏
1	日の処理能	力	大動物1頭、小動物17頭	150羽	5 0 羽

## 表4 と畜場の使用料・解体料・検査手数料等

畜	種	使	用	料	解	体	料	冷	蔵	等	保	管	料	検	査	手	数	料
牛・馬	î J			2,500			1, 200						500					600
豚・とく・	こま			1, 100			900						500					300
山羊・絲	詳			200			200						500					200

## 3 医事・薬事

## (1) 医事

#### ア 管内の病院、診療所

令和2年3月31日現在、管内15市町村別の医療施設は表1のとおりであり、病院、診療所がそれぞれ28件、405件となっている。

## 表1 市町村別病院・診療所施設数

令和2年3月31日現在

				診療	<b>寮所</b>	歯科	1. 1	
	病院		一般			合計		
		個人	法人	小計	個人	法人	小計	
浦添市	7	37	44	81	43	15	58	146
糸 満 市	6	8	21	29	17	2	19	54
豊見城市	3	13	27	40	18	4	22	65
南城市	1	5	12	17	10	2	12	30
西原町	2	5	16	21	9	1	10	33
与那原町	1	3	7	10	4	2	6	17
南風原町	6	11	16	27	9	7	16	49
八重瀬町	1	4	8	12	5	2	7	20
久米島町	1	1	2	3	1	1	2	6
粟国村	0	0	2	2	1	0	1	3
座間味村	0	0	2	2	0	0	0	2
渡嘉敷村	0	0	1	1	1	0	1	2
渡名喜村	0	0	1	1	0	1	1	2
北大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
南大東村	0	0	1	1	0	1	1	2
合計	28	87	161	248	118	39	157	433

【備考】 診療所については、個人、法人別に計上してある。

#### イ 管内の施術所

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法により届出された施術所は表2のとおりであり、管内総件数は281件となっている。

#### 表 2 市町村別施術所数

令和2年3月31日現在

												14 1 1		,,,,		
	浦	糸	豊	南	西	与	南	八	久	粟	座	渡	渡	北	南	
	添	\# <del>:</del>	見	4.1	뇬	那	風	重	米	戸	間	嘉	名	大	大	合
	初冷	満	城	城	原	原	原	瀬	島	玉	味	敷	喜	東	東	合計
	市	市	市	市	町	町	町	町	町	村	村	村	村	村	村	
あん摩マッサージ指圧 師、はり師、きゅう師等 に関する法律	60	22	18	19	13	10	20	14	4	0	0	0	0	0	0	180
柔道整復師法	29	13	20	7	4	9	9	9	1	0	0	0	0	0	0	101
合計	89	35	38	26	17	19	29	23	5	0	0	0	0	0	0	281 件

【備考】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によ 出張専業の届出をした者が59人いる。

# (2)薬事

#### ア 管内の薬局開設件数等

令和2年3月31日現在、薬局等の許可業態数の市町村別内訳は表3のとおりであり、薬局160件、店舗販売業70件などとなっている。

#### 表 3 市町村別薬事関係許可業態数

令和2年3月31日現在

		浦	糸	豊	南	西	与	南	八	久	粟	渡	渡	座	南	北	那	県	
		添	満	見	城	原	那	風	重	米	玉	名喜	嘉	間	大	大	覇		合計
				城	***	•	原	原	瀬	島	島   一		敷	味	東	東			計
		市	市	市	市	町	町	町	町	町	村	村	村	村	村	村	市	外	
薬 局		53	20	23	9	17	7	18	10	3	0	0	0	0	0	0			160
	薬局製剤 製造販売業	3	1	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0			10
	薬局製剤 製造業	3	1	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0			10
店舗	販売業	21	8	12	6	3	6	9	3	2	0	0	0	0	0	0			70
配置	<b>近</b> 販売業	6	3	1	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	8	6	30
卸売	5販売業	21	4	7	0	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0			40
特例	削販売業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1			6
1	計 計	107	37	43	17	28	17	35	18	5	1	0	1	1	1	1	8	6	326

【備考】 配置販売業については、業者住所別に計上してある。

## イ 管内の毒物劇物営業登録件数

令和2年3月31日現在、毒物及び劇物取締法による販売業の登録件数は表4のとおりであり、管内総件数は107件となっている。

令和2年3月31日現在

												11	小日乙	<u>中り</u>	<u>力り1</u>	<u>. 卩現仕</u>
	浦	糸	岬	南	西	与	南	八	久	粟	渡	渡	座	南	北	
	泺	洪	見	<del>/1</del> -1	压	那	風	重	米	団	名	嘉	間	大	大	合
	添	満	城	城	原	原	原	瀬	島	国	喜	敷	味	東	東	合 計
	市	市	市	市	町	町	町	町	町	村	村	村	村	村	村	
一般	34	11	5	2	7	4	9	4	2	0	0	0	0	0	0	78
農業用品目	2	3	4	5	1	0	2	3	1	1	0	0	0	1	1	24
特定品目	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合 計	38	16	9	7	8	4	12	7	3	1	0	0	0	1	1	107